

## 給与の「デジタル払い」2023年4月解禁へ

厚生労働省の労働政策審議会(厚労相の諮問機関)は、給与をスマートフォンの決済アプリなどで受け取れる「デジタル払い」を解禁する方針を決めました。労働者側の同意がある場合などに限られますが、企業側はデジタルマネーで給与の支払いができるようになります。

入金先のアプリ口座の残高上限は100万円とし、参入する資金移動業者に破綻や不正引き出しなどの際に保護する仕組みの構築を求めています。

2023年4月以降、厚労省が審査の上で参入業者を指定し、手続きが終わり次第、運用が始まる見込みです。

労働基準法では、現金での給与支払いを原則としていますが、例外的に、個人の同意があれば銀行口座などへの振り込みを認めており、この対象に決済アプリの口座(「PayPay」「楽天ペイ」といったスマートフォン決済アプリ口座)も加えるというものです。労働者にとっては給与入金先の選択肢が増え、外国人労働者らによる海外送金の際の手数料が、銀行経由より安くなることも期待されています。また、アプリ業者が設定する手数料によっては、銀行口座への給与振込より、企業側の手数料負担が減る可能性もあります。

参入業者の指定には、(1)破綻時や不正引き出しなどで生じた損失について全額補償する仕組みを設けること、(2)厚労省に財務状況を報告できる体制を構築することなどを条件とします。

一方、企業が給与のデジタル払いを実施する場合は、対象となる労働者の範囲や業者について、労働組合などと協定を結ぶ必要があります。その上で労働者個人が同意した場合に限り、給与の一部または全額を決済アプリの口座に振り込むが、残高の上限は100万円までとしています。

また、企業側はアプリ業者を給与支払先として設定する場合も、銀行口座や証券総合口座への選択肢も、合わせて提示する必要があります。なお、現金化できないポイントや暗号資産(仮想通貨)での支払いは認められていませんので注意してください。

給与のデジタル払いを巡っては、2020年度中の制度化が閣議決定されましたが、その後の労働政策審議会で破綻時の対応を巡り労組側から懸念が示されたことなどから、検討が続いてきましたが、今回は了承されたようです。

現状でも、銀行口座からアプリ口座に自動的にチャージできる仕組みはあり、デジタル払いの普及は限定的になるのではないのでしょうか。破綻リスクを念頭に置いた参入時の審査が重要で、業者の指定や監督については金融庁を含めた省庁横断的な取り組みが求められることとなります。

対象となる資金移動業者としては、銀行以外で送金サービスを提供する事業者です。資金決済法に基づき、各地の財務局に登録することになりますが、令和4年9月末時点では、「ペイペイ」や「d払い」などの決済アプリを運営する85社が登録しています。



### CONTENTS

給与の「デジタル払い」  
 2023年4月解禁へ…………… P.1  
 年末調整の資料の提出は  
 11月末までに!…………… P.2  
 「ゼロゼロ融資」の借り換え、  
 保証限度額は1億円に!…… P.3  
 中小企業融資の  
 「経営者保証」に制限…………… P.3  
 300万円以下の副業収入等  
 に係る改正所基通が公表…… P.4  
 国税庁をかたるショート  
 メッセージやメールに注意…… P.5  
 11月度の税務スケジュール… P.5  
 今月の名言録…………… P.6  
 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は  
**ASAKのTwitter(ツイッター)**も  
 ご利用ください!

随時更新しますので  
 フォローして下さい!





# 年末調整の資料の提出は11月末までに！

今年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」とは、給料の支払いを受ける一人一人について、毎月(日)の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について、納めなければならない税額(年税額)を比べて、その過不足額を精算する手続きです。

所定の申告書への記載や証明書等をご用意いただきますようお願いいたします。

## ◆ 年末調整の対象者

年末調整は、会社などの給与の支払者が、その役員又は使用人に対する毎月の給与等から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税(以下、所得税)の合計額と、その人が1年間に納めるべき所得税との差額を精算するものです。

12月に行う年末調整の対象者は以下のとおりですが、収入金額が2000万円超の方、2ヶ所から給与をもらっている方や非居住者の方などは対象となりませんので、別途確定申告が必要になります。

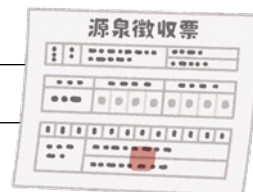
- (1) 1年を通じて勤務している人
- (2) 年の中途で就職し、年末まで勤務している人
- (3) 年の中途で退職した人のうち、次の人
  - ① 死亡により退職した人
  - ② 著しい心身障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人
  - ③ 12月中旬に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人
  - ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が、103万円以下である人(退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除く。)
- (4) 年の中途で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人(非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。)

## ◆ 必要な書類について

1	令和5年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (マル扶)
2	令和4年分 給与所得者の保険料控除申告書 (マル保) <下記の証明書類は、申告書とともに原本のご提出をお願いいたします。> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生命保険、地震保険、小規模企業共済等掛金の保険料控除証明書</li> <li>・国民年金の控除証明書又は、納付済み領収書</li> <li>・今年度に支払った国民健康保険の金額の分かるもの</li> </ul> 10月末頃までに郵送されてきます
3	令和4年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書 (マル基配所)

§. 下記について、対象となる方はご準備をお願いいたします。

4	今年度に入社した人は、前の会社の源泉徴収票
5	マイナンバーカード及び本人確認書類のコピー <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の年末調整の際にマイナンバーを提出しなかった方(ご本人、扶養親族の分)</li> <li>・本年に入社された方(ご本人、扶養親族の分)</li> <li>・本年に結婚や出産などにより扶養親族が増えた方(扶養親族の分)</li> </ul>
6	住宅借入金控除のある方(2年目以降) <ul style="list-style-type: none"> <li>・最初の年に税務署から届いている住宅借入金等特別控除申告書</li> <li>・銀行から届く年末借入金残高証明書</li> </ul> ※ 令和4年中に住宅等を購入され、住宅借入金控除を初めて受ける方は、確定申告が必要となります。



## 「ゼロゼロ融資」の借り換え、保証限度額は1億円に！

### ◆ 中小企業の負担減へ新制度

中小企業向けに新型コロナ対策として実施した実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の返済負担を軽減するため、政府が新たに借り換え保証制度の創設を検討しています。具体的な保証限度額は、民間金融機関のゼロゼロ融資の上限額である6,000万円を上回る1億円に設定されています。新たな資金調達をやすくし、業態転換など事業の立て直しを支援していく考えです。

100%保証の融資は借り換え後も保証を維持し、保証料は低水準に設定します。保証の対象期間は10年以内とし、借り換えた場合の元本の返済は最長5年間猶予します。

ただし、借り換えには条件を設けられます。事業者の収益力を強化するための計画書を、金融機関と作成することを求め、事業再建に実効性を持たせる方針です。

コロナ禍の長期化や物価高で、売り上げなどの回復が遅れている中小企業は少なくありません。元本の返済が始まれば、倒産が増加するとの指摘もあり、政府は借り換え保証制度を通じて、返済時期の先延ばしと収益力の強化を図る考えです。

ゼロゼロ融資は、コロナ禍で売り上げが減った中小企業を支援するため、政府系金融機関で2020年3月、民間金融機関では2020年5月に始まったもので、民間では2021年3月、政府系は今年の9月で受け付けを終了しています。

中小企業庁によると、今年8月末時点の融資実績は、政府系・民間金融機関を合わせて約243万件、約43兆円にも上っており、中小企業庁は近く有識者会議に制度の原案を示し、詳細に関する議論を行うとのことです。

#### 新たな保証制度のポイント

- ・保証限度額は1億円
- ・保証制度の利用には、金融機関と計画書の作成が条件
- ・保証期間は10年以内、元本返済は最長5年間猶予
- ・保証料は低水準に設定



## 中小企業融資の「経営者保証」に制限

金融庁は2023年から、金融機関の中小企業向け融資で、経営者が個人で背負う「経営者保証」を実質的に制限することになりそうです。メガバンクや地域銀行、信用金庫といった預金取扱金融機関は、保証の必要性など理由を具体的に事業者側に説明しない限り、経営者保証を要求できなくなります。これは、個人が起業しやすい環境を整備する狙いです。金融機関側は、これまで以上に融資先に対する目利き力が問われることとなります。

金融庁の発表によれば、この改正案は2023年4月からの適用を目指すとのことです。

この改正により金融機関は、融資時に経営者保証を求める場合には説明義務を課され、その内容を記録して金融庁に件数を報告することも義務付けられます。あわせて、金融庁はヒアリングや検査を実施し、手続きに違反があったり、企業とトラブルが起きたり、自主的に改善が期待できなければ行政処分の対象になります。経営者保証に依存しない融資をどう進めるか、取り組み方針を公表することも要請されます。

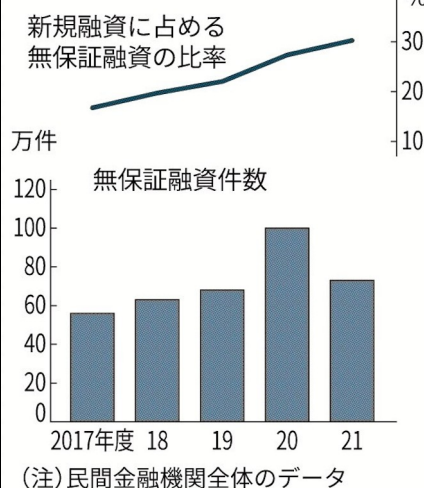
経営者保証については、2013年に全国銀行協会と日本商工会議所が事務局を務める研究会が策定した「経営者保証に関するガイドライン」に沿って、金融庁が金融機関に経営者保証に依存しないよう要請していました。しかし、現状では経営者保証を付けない中小企業向け融資件数は、全体の約3割にとどまっています。今回、規制の一部に組み込むことで、金融機関の保証依存体質の解消を図ることにしています。

ガイドラインでは、経営者保証を取らない要件として次の3項目を定めています。

- ① 法人・経営者の関係が区分・分離されていること
- ② 財務基盤が強固であること
- ③ 適時適切な情報開示をしていること

今回の改正案では金融機関に対し、「どの部分が十分ではないために保証が必要になるのか」「どのような改善を図れば保証の変更・解除の可能性が高まるか」についての説明が求められることとなります。

### 中小企業の無保証融資は低水準





経営者保証は経営規律を保つほか、信用補完の観点で金融機関が中小企業融資に付ける商慣習です。倒産した時に会社資金で融資を返済できなければ、経営者の私財で返済することになり、個人破産すれば、再起しようとしても新規融資を受けにくくなり、起業が進まない一因でもあります。また、この個人保証を事業承継時にリスクととらえられ、後継者が見つからない要因でもあるとされています。

2021年度の中小企業向け新規融資に占める経営者保証を付けない件数は、民間金融機関全体で29.9%にとどまっています。これまで金融機関は、債権保全を重視してきた背景から、従来の習慣を踏襲して保証を取っているケースもあるためです。金融機関が経営者保証を付けないことで融資を渋り、中小企業の資金繰りが悪化しないようにするため、金融庁が監督下に置き監視を強化していくことにもなりそうです。(参考記事:日本経済新聞)

## 300万円以下の副業収入等に係る改正所基通が公表

国税庁は、副業収入の所得区分等に関する「所得税基本通達の改正」について公表しました。

「INSIGHT REVIEW9月号」で、意見募集が開始された改正案をレポートしましたが、その際には、副業収入300万円以下の場合には「雑所得(業務に係る雑所得)」に該当する旨が示されていました。これに対して、7,000件超の意見が寄せられており、かなりの反響をよんでいました。

この点に関して、今回公表された改正通達では、同内容が削除された上で、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がある場合には、概ね「事業所得」に該当する旨が示されています。ただし、事業所得への該当性は、社会通念で判定することが原則であるほか、帳簿書類の保存等がある場合でも、例年赤字など営利性が認められない場合等では、「雑所得」に該当することになってしまいます。(2022年分以後の所得税に適用)

### ◆ 帳簿書類の保存等があれば事業所得

意見募集時の改正案では、雑所得の範囲の明確化として、「その所得がその者の主たる所得でなく、かつ、その所得に係る収入金額が、300万円を超えない場合」には、特に反証のない限り、雑所得(業務に係る雑所得)に該当することが示されていました。国税庁には“どのような所得が主たる所得に該当するのか不明確”、“反証の範囲や内容が不明確”などといった7,059件の意見が寄せられたといえます。

こうした意見等を踏まえて、改正通達では、事業所得への該当性は「その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか」で判定することを原則とした上で、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存」があれば、概ね事業所得に該当するとしています。

### ◆ 事業所得への該当性は社会通念で判定することが原則

前述のとおり、事業所得の該当性は「その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうか」で判定することが原則です。社会通念上事業と称するに至る程度か否かは、過去の判決を踏まえ、①営利性・有償性の有無、②継続性・反復性の有無、③自己の危険と計算における企画遂行性の有無、④その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、⑤人的・物的設備の有無、⑥その取引の目的、⑦その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点を総合勘案して判定することになります。

今回の改正通達で示された「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存」があれば、概ね事業所得に該当するとの内容も、帳簿書類の保存等の事実があれば、その所得を得る活動について、一般的に営利性・継続性・企画遂行性等を有し、“社会通念”で事業といえるケースが多いことから認められたものです。従って、帳簿書類の保存さえあれば事業所得と言い切れるわけではなく、あくまで社会通念で判定することが、原則であることには留意が必要です。

また、帳簿書類の保存等があっても、次の場合には、自動的に事業所得に区分されるわけではなく、事業と認められるかどうか個別に判断するとしています。

#### ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合

その所得の収入金額が、例年(概ね3年程度の期間)、300万円以下で、主たる収入に対する割合が10%未満の場合が「僅少と認められる場合」に該当します。国税庁はこれまでも、いわゆる副業収入は、原則として雑所得と取り扱っており、今回、収入金額と主たる収入に対する割合の数値を示した上で、副業収入が雑所得に該当する「僅少と認められる場合」を明確化したようです。

#### ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合が「営利性が認められない場合」に該当します。“赤字を解消するための取組を実施していない”とは、収入を増加させる、あるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいいます。

昨今、本来は事業的規模といえない副業収入等を赤字の事業所得として申告し、給与所得等と損益通算する節税スキームが散見されており、今回の見直しにより同節税スキーム等を封じ込める狙いがあるようです。

## 国税庁をかたるショートメッセージやメールに注意

最近、国税庁をかたるショートメッセージやメールが送られ、偽サイトへ誘導する事例について、国税庁から注意喚起がされています。

国税庁(国税局や税務署を含む。以下同じ)から、ショートメッセージによる案内は送信されませんので、国税庁名でショートメッセージが届いたら、無視しましょう。また、メールによる国税庁からの案内は、次の場合に限定されており、登録していないメールアドレス宛に国税庁からメールが届くことはありません。したがって、登録していないメールアドレス宛に届いたメールは、要注意です。

登録	送信内容	送信元表記
国税庁ホームページ 新着情報の配信 サービスの登録	「国税庁HP新着情報」の件名で、国税庁ホームページに掲載された1週間分の新着情報をその翌週にメールで送信	国税庁 <newsdelivery@news.nta.go.jp>
国税庁メールマガジン 配信サービスの登録	「国税庁メールマガジン」の件名で、月に1度、その時節に応じた身近な税の情報などをメールで送信	国税庁 <ntamag@news.nta.go.jp>
e-Tax の利用にあたり、 メールアドレスを登録	「税務署からのお知らせ」の件名で、「一般的なお知らせ」と「申告・申請・納税などの情報をメッセージボックスに格納したお知らせ」をメールで送信	e-Tax (国税電子申告・納税システム) <info@e-tax.nta.go.jp>

とくに多いのが、納税催促・差押えの執行予告です。国税庁から、国税の納付について催促を求める旨や差押えの執行を予告する旨などの不審なメールです。文面等の特徴としては、e-Tax から送付する「税務署からのお知らせ」と類似した文面で送られてきていたり、国税庁では、具体的な滞納金などの金額を記載したメールを送信しないにもかかわらず、本文に滞納金などの金額が記載されているようなものがあります。

もしも不審なメールが届いた場合には、メールを開封せずに削除する、あるいはメールを開封した場合であっても本文に記載されているURLをクリックしない(アクセスしない)など、適切な対応をしましょう。削除等するか迷われたときには、弊所までご連絡ください。

## 11月度の税務スケジュール

内 容	期 限	
10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 11月10日(木)	
所得税の予定納税額の減額申請	申 請 期 限 11月15日(火)	
9月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>	申告期限 11月30日(水)	
所得税の予定納税額の納付(第2期分)		
3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る 確定申告<消費税・地方消費税>		
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>		
3月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)		
消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の 3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>		
消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月 ごとの中間申告(7月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>		
特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付		
個人事業税の納付(第2期分)		納 期 限 11月30日(水)

## 今月の名言録

どんな小さな仕事でも、その仕事の「社長」は自分自身だ。  
いわれたとおりにこなすのではなく、オーナーシップの気概を持って、  
創意工夫を重ねてみよう。



どんな小さな仕事でも、その仕事の「社長は自分だ」と思ってやる気概が大切です。  
会社が大きくなり組織分業が発達すると、人は組織の歯車として、  
個人の役割だけをまっとうすればいいという考えに傾きがちです。

しかし、いわれたことしかやらない、いわれたことならソツなくこなす受け身型の秀才ではダメで、  
「自分が社長だったらどうするだろう」という経営者感覚＝オーナーシップを持って小さな仕事にも全力で取り組むことで  
おもしろさを見出し、あなたの能力を伸ばさせるのです。

松下幸之助翁は同じ意味で、「社員稼業」といっておられます。

あなたはあなたの役割のオーナーであり経営者です。

あなたの仕事の社長はあなた以外にだれもいない。

だから、与えられた仕事を与えられたままにこなすのではなく、つねに自分なりの創意工夫をつけ加える必要があります。

そういう「自己完結性」の体験が人の能力を伸ばし、オレの仕事の社長はオレ自身だという意気を養成してくれます。  
そのような気持ち(真理)が態度に表れます。

私は人と接したとき、相手がオーナーシップを持って取り組んでいるか判断し、  
そうでないときは相手のために助言することになっています。

(「賢い人ほど失敗する」高原慶一郎著 PHP研究所刊)

## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、  
お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、  
必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

**何でも気軽にご相談ください！**

## 事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階  
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167  
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1  
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

